

有料道路自動料金収受システム(ETC)用ICカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募  
照会内容および回答

| 照会内容  | 回答  |
|---|---|
| <p>選定基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所：『公募要項』p16「5.2 選定基準」および「別紙 配点表」</li> <li>・確認事項</li> </ul> <p>：別紙配点表の「(1)包括信用購入あっせん業務の営業経歴、(2)システム上の対応、(3)運営上の対応」に関して、「審査の観点」項目の記載内容すべてがp16「5.2選定基準」に記載されている「要求条件」と解釈する理解は正しいでしょうか。</p>  | <p>公募要項5-2 選定基準における要求条件は、別紙配点表の審査の観点の項目となり、すべてを満たす必要があります。</p>  |
| <p>選定後のスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所：『公募要項』p18「6.3 打合せ」</li> <li>・確認事項</li> </ul> <p>：選定結果通知は10月上旬頃予定と認識しておりますが、受領後に実施される打合せについて終了時期（所要期間）と内容の想定を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。</p>  | <p>「6.3 打合せ」については回数を制限しておりませんので、明確な所要期間はお示しできません。公募者が要求する資料の提出や打合せにおける契約内容の合意が迅速になされれば期間は早まるものと考えております。</p> <p>内容については、公募要項5.2(8)に示す契約の際の手数料率等の打合せを行います。</p>  |
| <p>【紛失・盗難時の受付体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所：『公募要項』p15「5.1 審査・選定項目 (3)運営上の対応」、別紙配点表「3 運営上の対応 ① サービス体制及び対応状況」</li> <li>・確認事項：紛失/盗難時の対応について、「毎日24時間、電話により受付し、速やかな措置を講ずることが可能」と記載されていますが、</li> </ul> <p>こちらは有人オペレーターによる対応が必須でしょうか。あるいは、自動音声応答やWebでの届出受付により、即時に利用停止等の措置が講じられる仕組みであれば、要件を満たすものと解釈して差し支えないでしょうか。</p> | <p>紛失、盗難時の対応について、必ずしも有人オペレーターによる対応を必須とするものではありません。毎日24時間、電話、WEB等により受付し速やかに利用停止等の措置が講じられる体制が確保されている場合には、要件を満たすものと解して差し支えありません。</p>   |
| <p>【システム要件の開示時期について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所：『公募要項』p.15「5.1(2) システム上の対応」</li> <li>・確認事項：システム接続やデータ授受に関する詳細な要件（インターフェース仕様等）は、応募資格確認後に交付される「条件書」にて全て開示される理解でよろしいでしょうか。</li> </ul> <p>また、もし条件書に記載されない要件がある場合、どの段階で開示される予定かご教示ください。</p>  | <p>条件書の交付は、応募参加意思の表明の受付期間終了後、応募資格を満たした応募者に対する通知と併せて行いますので、現段階でのご回答は差し控させていただきます。</p>  |
| <p>【既存会員の直接契約への移行について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所：『公募要項』p.10「4.3.5 (2)-5 直接契約移行の手続」</li> <li>・確認事項：既存の間接発行会員を直接契約へ切り替える際、</li> </ul> <p>カードの有効期限満了を待って順次切り替える（一定期間、旧契約と新契約が併存する）運用は許容されますでしょうか。</p> <p>あるいは、契約締結後速やかに全会員の一斉切替が必要でしょうか。</p>  | <p>カード有効期限満了を待って順次切替を行う方式（一時的に旧契約と新契約が併存する運用）とするか、契約締結後速やかに一斉切替とするかについては、道路会社がいずれかを求めるものではなく、既会員に不便・不利益が生じないように、貴社において移行スケジュールおよび具体的な運用方法（カード差替えの要否、会員への周知方法、費用負担の有無、利用停止期間の発生有無等）を確認のうえ、ご判断ください。</p> |

有料道路自動料金収受システム(ETC)用ICカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募  
照会内容および回答

| 照会内容   | 回答  |
|--|---|
| <p>応募資格確認における証明書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所: 『公募要項』 p.5 「3.2.1 応募資格」 および p.6 「3.2.3 各種証明書類」</li> <li>・確認事項: 応募資格（従業員数300名超、「包括信用購入あっせん」の取扱高が年3,000億円以上）を証明する書類として、有価証券報告書を作成していない場合、具体的にどのような書類提出が求められますでしょうか。</li> </ul> <p>また、取扱高および従業員数については以下書類で代替いただくことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■取扱高: 損益計算書上の「包括信用購入あっせん収益」の金額</li> <li>■従業員数: web公開している自社HPの会社概要欄の従業員数記載</li> </ul> | <p>有価証券報告書を作成しておらず応募資格に定める事項を満たすことを証明できない場合には、割賦販売法施行規則第136条に基づき、経済産業省へ提出している事業報告書を証明書類として提出してください。</p>   |
| <p>料金所からの照会手段（売上可否判断）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所: 『公募要項』 p.22 別紙配点表「2 システム上の対応」</li> <li>・確認事項: 料金所からの「売上可否判断」を求める照会は、システム間連携（オンライン電文等）によって行われるものでしょうか、あるいは料金所係員からの電話連絡によって行われるものでしょうか。</li> </ul> <p>また、電話連絡による場合、自動音声応答による対応では要件が充足されず、有人オペレーターによる対応が必須となりますでしょうか。</p>   | <p>料金所からの「売上可否判断」を求める照会は、オンライン電文等によって行われるシステム間連携の他に、場合によっては料金所係員から電話連絡により行われるものがあります。</p> <p>電話連絡による場合には、即時に売上可否判断に応じることができれば自動応答若しくは有人による電話対応は問いません。</p> |
| <p>「様式-1 条件書取扱誓約書」における記名・押印について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所: 『公募要項』 「様式-1 条件書取扱誓約書」</li> <li>・確認事項: 様式-1の「応募者」欄に記載する「代表者氏名」について、代表取締役社長以外の担当者（例: 本件を担当する執行役員や本部長、部長など）を記載することは可能でしょうか。</li> </ul> <p>また、代表取締役社長以外の記名が認められる場合、押印する印鑑は「印鑑登録されている企業の代表者印（実印）」である必要がありますでしょうか。それとも、企業角印や当該担当者の印でも差し支えないか併せてご教示ください。</p>   | <p>印鑑証明書に登録されている代表者名をご記載ください。社内規定等により代表者名以外（印鑑含む）を記載する場合には、委任状の写し等の提出を求めます。</p>   |
| <p>応募企業の開示有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所: 『公募要項』 p.5 「3.応募参加意思の表明」、p.8 「4.応募申込書の提出」</li> <li>・確認事項: 応募参加意思表明および応募申込を行った企業について、企業名や社数合計などの情報が一般公開されることはございますでしょうか。あるいは、意思表明または応募申込を行った他の企業に対してのみ開示されるような予定はございますか。</li> </ul>  | <p>一般公開や他企業への開示はいたしません。</p>   |
| <p>想定決済手数料率の提示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所: 『公募要項』 p.16 「5.2 選定基準 (8) 想定決済手数料率」</li> <li>・確認事項: 想定決済手数料率を算出するにあたり、後日交付される条件書等において、目安となるレンジ（上限・下限）やこれまでの実績値などの参考指標は提示されますでしょうか。</li> </ul> <p>また、本項目（30点満点換算）の採点方法について、こちらは、応募者間で提示された手数料率を比較して点数が決まる「相対評価」でしょうか、それとも貴社内の独自基準に基づく「絶対評価（内部的な評価）」でしょうか。併せて、一番廉価な料率を提示した企業のみが満点（他は0点）となる方式か、提示された料率の水準に応じて段階的な点数が付与される方式かをご教示ください。</p>                      | <p>評価方法に関わる内容となりますので、ご回答は差し控させていただきます。</p>  |

有料道路自動料金収受システム(ETC)用ICカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募  
照会内容および回答

| 照会内容  | 回答  |
|---|---|
| <p>条件書の交付時期と提案書作成期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所：『公募要項』 p.4「2.1 公募期間」およびp.7「3.3 応募資格の確認」</li> <li>・確認事項：応募参加意思表示の受付期間終了（令和8年3月27日）後、「約2か月以内に」資格確認結果の通知と併せて条件書が交付されると記載されております。このスケジュールですと、応募申込書の提出期限（令和8年6月5日）に対して条件書の交付が直前となる懸念がございますが、条件書受領から応募申込提出までの提案書作成期間は実質的にどの程度を見込んでおけばよろしいでしょうか。早期に交付いただける予定はございますか。</li> </ul> | <p>原則として応募申込書の提出開始日である4/23までの交付を想定しています。</p>  |
| <p>意思表示を行う際、必要な書類として、以下の書類を用意しようと考えているが、A社はB社の完全子会社であり、一部の書類はB社のみ開示しているものがある。いずれもA社で申請予定のため、A社で用意できるものでよいか確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書（A社のもの）</li> <li>・納税証明書（A社のもの）</li> <li>・印鑑証明書（A社のもの）</li> <li>・貸借対照表及び損益計算書（A社のもの、いずれも直近3年分）</li> <li>・有価証券報告書（A社では用意できないため、B社のものを準備する必要があるか確認したい）</li> </ul>          | <p>有価証券報告書以外の書類は、ご認識のとおりで問題ありません。</p> <p>有価証券報告書を作成しておらず応募資格に定める事項を満たすことを証明できない場合には、割賦販売法施行規則第136条に基づき、A社が経済産業省へ提出している事業報告書を提出してください。</p> |
| <p>納税証明書についての詳細について確認したい。以下全てを用意する必要があるか確認したい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（その1）納税額等の証明書</li> <li>・（その2）「申告所得及び復興特別所得税」又は「法人税」の取得金額の証明書</li> <li>・（その3）未納の税額がないことの証明書</li> <li>・（その3の3）「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書（法人用）</li> <li>・（その4）滞納処分を受けたことがないことの証明書</li> <li>・都道府県民税・事業税の納税証明書</li> </ul>                              | <p>公募要項3.2.3(2)に記載のとおり納税証明書（その3）または（その3の3）を提出してください。</p>  |

有料道路自動料金収受システム(ETC)用ICカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募  
照会内容および回答

| 照会内容  | 回答  |
|---|---|
| <p>応募参加意思の表明または応募申込書の提出後に事業承継や移管、会社分割等によって事業継続会社に変更となる場合の手続きを教えてください。</p>   | <p>応募参加意思の表明または応募申込書の提出後に事業承継や移管、会社分割等によって事業継続会社に変更となる場合は、変更後の組織に関する書類を、変更後原則30日以内に提出してください。<br/>提出いただく書類の例としては、以下を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新会社において、公募要項「4.応募申込書の提出」で提出される書類と同様の書類</li> <li>・事業承継・組織再編の概要説明書</li> <li>・会社分割契約書／事業譲渡契約書／合併契約書等 効力発効日が確認できるもの。</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・印鑑証明書</li> <li>・資本金・株主構成に関する資料</li> <li>・形式的な財務諸表（＝設立時BS等）</li> <li>・経営の安定性に関する補足資料（事業計画・信用格付資料等）</li> <li>・クレジット決済業務の承継証明資料（包括信用購入あっせん業務の実績承継説明書）</li> <li>・割賦販売法関係の登録・届出書類</li> <li>・ETC関連業務体制の同等性確認書類</li> <li>・主要人員の承継状況資料</li> <li>・応募資格等同等性及び応募申し込み内容の同等性維持に関する誓約書</li> </ul> <p>提出いただいた書類を基に、変更前後で同等の能力が維持されているか確認し、必要に応じて追加審査を行います。</p> |
| <p>応募資格を満たしているかどうかについて、受付期間中に開示（回答）いただくことは可能でしょうか。要項2.2（3）に記載がありますが、仮に提出書類に不備がある場合は、受付期間中に修正・差し替え等の対応を行いたいと考えております。</p>   | <p>応募資格の確認結果については、公募要項3.3に基づき、受付期間終了後、約2か月以内に電子メールにて通知します。受付期間中に提出書類に不備や差替え等が判明した場合は、公募要項2.2の受付窓口へご連絡ください。なお、公募者が特に認める場合を除き、訂正、交換又は取消しは認めません。</p>   |
| <p>【間接発行会社の必須性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所：『公募要項』p15「5.1 審査・選定項目(4) ETCカードの発行方法に関する提案」、別紙配点表「4 ETCカードの発行方法に関する提案 ②間接発行方法の提案」</li> <li>・確認事項：本項目は配点での評価対象として記載されておりますが、間接発行会社（提携カード会社等）を含めることは応募の必須要件でしょうか。自社単独（直接発行）のみの提案を行う場合、本項目の評価が加点されないのみで、応募自体は有効（失格要件には当たらない）という理解でよろしいでしょうか。</li> </ul> | <p>間接発行会社を含めることは応募の必須要件ではございませんが、「5.1 審査・選定項目(4) ETCカードの発行方法に関する提案」および別紙配点表の「4 ETCカードの発行方法に関する提案 ②間接発行方法の提案」については、今回の公募実施の目的であるETCの更なる普及促進の観点から、評価項目の一つとしております。審査において、一定の対応可能性や意思表示を確認させていただきたいため、応募申込書の提出にあたっては、間接発行方法に対する対応についても検討のうえ、記載いただくことを想定しております。</p>  |